2020年9～12月号

カサ・デ・アミーゴス会報

事務所：〒411-0018 三島市初音台 4-7(代表自宅)
代表　高原　静子(携帯 090-4083-3281)
TEL&FAX:055-972-1793
URL:http://camigos.web.fc2.com/　E-mail：c.amigos2012@gmail.com
郵便振替：00890-2-2473
倉　庫:〒411-0803 三島市大場 952-9

ベトナム人技能実習生Tさんのこと

２年前に技能実習生として日本にやってきたＴさんはベトナムの北部出身、30 歳、子供が二人いるが夫とは６年前に別居、離婚調停中。両親は農業に従事、家計は貧しく、Ｔさんはベトナムの工場で働いていたが月３万円程度の収入。両親や子供の為に、実習生として日本で働くことを決意した。

ベトナムでは政府が積極的に技能実習生を送り出すことを勧めて、銀行もそのための資金をたやすく貸し出す。彼女は親戚や銀行から 90 万円の借金をして日本にやってきた。１ヶ月、13～14 万円の収入で、借金返済や実家への仕送りで、月９万円を送金する。本人は殆ど飲まず食わずの生活で働きずくめ。

それでも以前の制度の技能研修生に比べると随分改善されたと言われている。「研修制度」では働く者としての権利は認められていなかった。時給 300～400 円、最低賃金制度も残業代も無し、人手不足の中で、外国人の過酷な労働が都合よく使かわれていた。その目に余る人権無視が社会問題化し、数年前に新たな制度として「技能実習制度」がつくられた。

Ｔさんの受入れ管理団体は三島にある。入国後、研修を経て、福井県の縫製会社に派遣された。８月中旬、Ｔさんは会社の寮で、些細な事で同僚のベトナム人女性と喧嘩をした。喧嘩相手は何のオトガメも無く、Ｔさんだけが管理団体に引き取られ、三島の研修センターに移された。彼女には詳しい理由は告げられず、通訳者からは強制帰国させられるとの話が伝えられた。彼女はこのまま多額の借金を残し強制帰国させられると、破綻の道しか残されていない。

何としても強制帰国は避けたいとの思いから、色々なルートから広島のユニオンに救援を求めた。その情報は全国ユニオンネットのルートで、三島のユニオンへと届いた。日本語がうまく伝わらないＴさんのため、東京のユニオンの要請で、ベトナム研究者の先生が通訳として LINE で繋がった。LINE でのやり取りで、彼女の居場所が特定された。三島の管理団体の研修センターに宿泊していることが分かり、強制帰国を避けるため、一時的に身柄を保護することになった。移住連の鳥井一平氏の指示を仰ぎ、翌日、管理団体の責任者とＴさんの問題で話合いを持った。強制帰国させないとの約束で、Ｔさんは避難先のホテルから元の研修センターに戻ったが、その後、約束した職場復帰が果たされないまま、３ヶ月間、収入もなく、研修センターにほぼ軟禁状態にされていた。

ユニオン連絡網で対応策を協議した結果、本人同席の下、Ｔさんへの人権無視のやり方を会社のある福井県労働局に会社と受入れ団体を訴え、記者会見で、技能実習生に対する

人権無視の酷い実態を暴露することにした。
　記者会見後、会社側の代理人弁護士から福井のユニオンに連絡が入り、団体交渉の話合いがもたれた。会社側の言い分は、受入れ団体から言われるままに対応し、会社側は事の真相はよく分かっていなかったとのこと。交渉では「9,10,11 月分の給料は支払う、12 月半ばから職場復帰を認める」との全面勝利の和解案を会社側は受け入れた。
　一体、技能実習生の受入れ管理団体は何だったのだろう？
日本における技能実習制度は、実習生を介し、技能、技術等をその開発途上国へ移転し、その国の経済発展を担う「人づくり」に寄与する目的で創設された制度ある。技能実習法には、企業が人手不足を補う安価な労働力として使うことは禁止され、技能実習生が実習に専念できるようにその保護を図る体制がうたわれていて、「受入れ管理団体」はその実習生をサポートする義務を負わされている。

暖かいお心のこもったご寄付等有難うございました。

＜会費及び現金・物品等の寄付＞

7. 9 福生病院Sr徳永 様
7.10 赤塚 百合子 様
7.10 成島 貞子 様
7.10 落合 直子 様
7.12 長谷川留里子 様
7.12 志賀 賢子 様
7.13 山崎 民佳子 様
7.15 長谷川 淑恵 様
7.15 匿　名 様
7.17 斎藤佐和子 様
7.18 太田　輝男 様
7.18 皆越可奈子 様
7.20 四茂野晴子 様
7.20 大谷　節子 様
7.20 芹澤ひろ子 様
7.21 公野　一恵 様
7.25 大金　津義 様
7.25 平田　初枝 様
7.25 勝又美代子 様
7.25 遠藤　光子 様
7.25 佐々木資郎 様
7.22 山田　芳子 様
7.27 高橋 芳野 様
7.28 平野 春美 様
7.28 石嶋 英子 様
7.31 山本 和文 様
7.31 山田 芳子 様
7.31 鈴木 通正 様
7.31 高原　静子 様
7.31 水野　義夫 様
7.31 菊池　博 様
7.31 平野　謙 様
7.31 後藤　理玖 様
7.31 百瀬　秋彦 様
7.31 小澤　輔夫 様
7.31 堀考　信 様
8. 1 高倉　智子 様
8. 1 野田　陽子 様
8. 1 宗教法人聖心会本部 様
8. 2 青木　晴美 様
8. 5 浅川　隆子 様
8. 5 水口　英男 様
8. 5 前田千鶴子 様
8. 8 角田　裕子 様
8. 8 内村　慎史 様
8. 8 鈴木百合子 様
8. 8 成島　貞子 様
8.19 山口　当子 様
8.23 匿　名 様
9.14 沼田美智子 様
9.20 相田美代子 様
9.30 浅川 隆子 様
9.13 匿　名 様
9.14 沼田美智子 様
9.27 浅川　隆子 様
10. 7 匿　名 様
10.20 長泉町母子寡婦社会 様
10.21 大金津義 様
11. 1 浅川　隆子 様
11.11 山本　貴彦 様
11.11 河村　光人 様
11.22 山崎　清美 様
12.15 浅川隆子 様
12.15 志賀賢子 様

予定とお知らせ

★１２月例会　１２月２５日（金）午後７時から　カトリック三島教会

★新年会　１月３１日（日）午後６時から、三島商工会議所ホール（案）
　　(注)コロナ感染拡大で中止の可能性もあります。
★１１月上旬発行予定のアミーゴス３０年誌が大幅に遅れています。
　発行は１月になる予定で、できれば新年会で配布したいと思います。
★食品調達、八潮行きの予定　⑩1 月 14 日→OK、⑪1 月 28 日→NG、⑫2 月 4 日→OK
（２ＨＪからの回答）　　⑬2 月 25 日→NG、⑭3 月 11 日→OK、⑮3 月 25 日→NG

＜活動報告＞

① 外国人相談

１０月１０日、二人の子供を抱え夫のＤＶから逃れ、掛川から焼津に転居した仮放免中のＪさんの件に付いて、10/13 入管に書類を持って行くこととなった。入管から家裁の離婚調停が長引いていることに関して必要になったらしい。入管に書類を出すなら、現在、弁護士に離婚調停を依頼しているので弁護士に書いてもらうことが良いと連絡した。なお、ＮＰＯの関係者が入管提出を必要と判断しているなら、ＮＰＯの人からも弁護士に説明してもらうようにと話した。離婚調停手続きは弁護士が行っているが、Ｊさん自身で、弁護士との意思疎通を図る努力が必要。ＮＰＯの人は今後も、Ｊさんにかかわるのか？地元の支援組織とのネットワークや連携は考えているのか。Ｊさん自身の人的ネットワークや協力者などはどうなっているか。焼津は妹さんがいるとのことで転居したが、妹夫婦のことは話したがらない。静岡、中部地区での支援、見守り関係はできないか。キーとなる組織や人物はどこが、担えるか？アミーゴスとしては、どのような対応をしていけばよいか？

② 食品調達活動———セカンドハーベストジャパン（２ＨＪ）八潮倉庫行き

９月１０日---水野、高原
９月２８日---水野、高原
１０月　８日---堀　、高原
１０月２１日---水野、水口
１１月１２日---水口、菊池
１１月２５日---水野、高原
１２月　２日---水口、高原
１２月１０日---水野、高原

	ｶﾃｺﾞﾘｰ・商品名称	c/s 数	入 数	賞味期限	温度帯
1	宮城県産ひとめぼれ(分割)4食	5		2020/12/14	常温
2	クラフトボス ラテ 500mlペット	10		2020/12/31	常温
3	ブロクオリテイビーフカレー4袋入まるN	9		2021/1/15	常温
4	マーブルビッグオリパラパッケージ	20	IC×2×6	2021/1/31	常温
5	ミルクキャラメル東京2020パラリンピッ	15		2021/2/1	常温
6	クラッカー(防災備蓄品)	2	IC×2	2021/3/31	常温
7	和光堂レーベンスミルク はいはい	5		2021/4/30	常温
8	グリーンバナナパンケーキ	3		2021/5/23	常温
9	西友 桂FC(日配)12月10日	1			常温
10	コストコ川崎12月10日(木)	1			常温
11	ドールバナナ12月10日(木)	2			生鮮野菜
12	西友 桂FC(青果)12月10日	1			冷蔵
13	練製法 南部サラダチキン チーズ	6		2022/4/28	冷凍

12/10 の八潮での受け取り食品

＜業者直送等による食品入庫＞

10/01　ＣＯコーヒーフレッシュ５ｍｌ×４５個　25 ケース---２ＨＪ
10/7　ドレッシング「具沢山ドレッシングねぎ塩」１ℓボトル。15ｹｰｽ（135 本）---報徳
10/26　ＣＯ強力粉≪チャックシール付き≫１ｋｇ　５ケース---2HJ
10/26　AGF ギフトセット提供品内容（3 品目、計 46 ケース、545Kg　）　---報徳
11/14　キユーピーの業務用ドレッシング 1ℓ等---報徳食品支援センター
11/17　鍋焼きうどん　40 ケース---神奈川フードバンク・プラス
12/01　ＣＯ国内麦強力小麦粉１ｋｇ　５ケース---２HJ
12/14　アルファー米５キロ　　50 個---寺田覚様
12/03　ＣＯあわせみそ減塩７５０ｇ　10 ケース---2HJ
12/10　さくらあんまん　20 ケース、コーンマヨまん 14 ケース---2HJ
12/12、厚木冷凍倉庫にて、株）タキモト様よりピタパン 100 セット寄贈
★12/10、八潮の２HJ の担当者より、配布食品がネットオークション等で販売されているとの注意。

滝本さんより ピタパンの寄贈がありました。

滝本さん（左）と高原さん(右)

　滝本様は、ご自身の事業がカフェ経営、食料輸入、販売で、このコロナ禍においては、ご自身の事業経営が非常に厳しいにも関わらず、外国人労働者、生活困窮者のためにと、ピタパン寄贈をしていただいたものです。頭が下がる思いと共に感謝に堪えません。
滝本様のご厚意に応えるためにも、加えて、クラウドファンディングで、ピタパン配付にご寄付された方々にも対しても、アミーゴスは会員一同で、より一層、外国人支援活動に努めていきたいと思います。また、外国人の仲間と共に、安心や喜びの内に暮らしていける社会、地域を求めていきたいと思います。

＜ピタパンの恵みを　わかちあえるよう願う＞

　コロナは、子どもも、若者も、高齢者も、全ての生活を霧に包み込んでいる。日本人も、外国人も、すべての人が、晴れ間の見えない日々を重ねている。日本で働く外国人労働者は、さらなる苦悩を抱えている。多くの外国人は派遣で働いているが、正規の職員と比べ、安い賃金で、雇用の保障もない。そして、コロナが来たら、外国人労働者が真っ先に首を切られた。非正規、アルバイトや個人の約束などで働く外国人労働者には、仕事を失って休業補償を受けられな人々がいる。
　外国人労働者には、日本語の読み書き会話がうまくできない人が多い。仕事を失い、生活の変化を余儀なくされ、言葉で語れないことに、不安やストレスが付きまとう。これからどうしたらいいか、コロナはどうなっているのか、いったい、どこで、だれに、相談したらいいか、わからないことだらけだ。
　高齢の外国人労働者には、コロナがさらに　仕事の道を閉ざしている。また、健康を害したり、加齢に伴い体の衰えにより、働きたくても働けない人たちもいる。高齢を迎える外国人労働者が、国民皆年金の恩恵にあずかる道は、まだはるかに彼方にある。
仕事が減り、収入が減った一人親の外国人労働者は、つてを頼ってアルバイトで生計をつないでいる。わが家に蓄えの余裕などないことは、子どもの目にもみえている。子ども達は欲しいものを我慢し、就学の希望も口にせず、親も子も毎日をしのいでいる。
　仮放免により入国管理局の収容施設から出て地域で生活をしている外国人がいる。しかし、国は仮放免の人が働くことを許さず、また市町は仮放免の人を住民として認めず、その登録を行っていない。仮放免の人達の実態は在宅での収監であり、行政は、その存在を遺棄、放任している。仮放免の人達が、地域でかろうじて生き続けられるのは、身元引受人や善意の人々が住まいや食の支援をしているからだ。しかし、コロナ禍が長引くなか、支援する人々の生活も厳しい状況となっている。
　コロナ禍が長引く中で、仕事が少しもどってきたと言う声を聞く一方、なんとかしのいでいるが、これから先が心配だという声がある。そして、まだ仕事にもどれない、まだ仕事につけないという人達がいる。
　仕事につきたい。働きたいけど、働けない。お金がない。食べていかなければ、生きていけない。コロナ禍で、あらためて、食べるものが生活の糧であること。食べるものを口にできることは、生きていくことの恵みであることを教えられる。ピタパンの恵みを、みんなで共にわかちあえるよう、

切に願っている。

③ 10／31、遠州連帯ユニオンへ依頼した保護申請

浜松在住の外国籍（ペルー）の女性からカサ・デ・アミーゴスに救援依頼が届いた。
本人は９月末、甲状腺癌と診断され、手術の出来ない場所のようだ。現在、浜松医科大学付属病院に入院、保険料未納で傷病手当が申請できないとのこと（国保？）。

派遣会社は 10 月 31 日で解雇された。残された道は生活保護申請しかないかない。
派遣会社との交渉、可能なら生活保護申請等を遠州連帯ユニオンの岡本さんに応援依頼した。

＜遠州労働者連帯ユニオン岡本さんからの連絡＞

11 月 11 日、浜松市に生活保護の申請をした。本人も区役所にいろいろ問いあわせ、事前に相談もしていたので、申請の受理もスムーズにされた。11 月 16 日には調査がされるということになった。申請の様子からは、認定がされるように思う。

認定された時は、その日から保護に入ることになる。

ただ、本人が公共交通の不便な土地に住んでいるのと、一人暮らしなので、車所有が認められない生活となると、病院にも通いきれない、買い物にも行けない、そこをどうにかできないかと思う次第だ。最も、当人は、今まで離婚調停中の夫の車を使っており、自分所有の車は持っておらず、その車も近い内に夫が引き取ることになっている。

例えば、最近よくある、月１万円くらいからの車のリースは生活保護ではだめなのでしょうか？なお、「雇用・生活支援金」制度を利用して、当面の生活費を本人に渡した。

その後、11 月 16 日（月）に、市役所の調査があり、17 日に本人より「滞りなく調査を終えた。生活保護は受けられそうで、当面の医療費なども心配しなくて良さそうとのことであった。会社から残っていた稼働分賃金と有休分支払いがあり、保護費受給まで１カ月を見込むものの、何とかやって行けそう。

④ 労働相談

Ｈさんは中国人女性で日本人と結婚している。バスの運転免許を取得し、２年前に大手のバス会社に契約社員として採用された。入社後まもなく、運転助役のＫ氏から日常的なイジメとパワハラを受け続けた。例えば、Ｋ氏の娘の好物であるキムチを買わされたり、同年 8 月 23 日には、食堂に於いて、副所長のＦ氏のいる前で、運転助役のＫ氏から本人目がけて味噌汁の袋を投げつけられるなどの悪戯な仕打ちを受けた。その時、副所長のＦ氏は止めることもせずそこにいた同僚のＯ氏等と大笑いをしていた。

いじめは更に高揚し、同年９月６日には、Ｋ氏の弁当代も払わされたりして、そのことを本社の教育係に訴えたところ「それは当たり前だ」と言われた。更に、土産物売り場でラッキョを買わされたり、本人が買った葡萄や桃を半分横取りされたりした。

2019 年 11 月 4 日、御殿場アウトレットにおいて、本人の運転するバスが停車中の乗用車に接触事故を起こした。すぐ運転助役のＫ氏が飛んで来て「首だ」と言われ、翌日から自宅待機となった。インフルエンザの予防接種で出勤しても、接種を受けさせてもらえず。11 月 7 日には、退職願の提出を強要された。その後、労働基準監督署に訴えたところ、自宅に会社役員と上司が突然訪れ、解雇はしていない別の部署なら勤務は出来ると告げて帰った。その頃から怖くて会社に行けなくなった。

このような経過でうつ病を発症し、2019 年 12 月頃より、休職し、病院に通院するようになった。病院の診断書によると「うつ病の原因は職場でのパワハラとイジメであると」診断されている。

会社は、本人から 2020 年 2 月 17 日付で、パワハラ調査の申入れを受けていたが、3 月 10 日付で、何をどのように調査したのかも明らかにせず、通り一片の回答書で「監査室がヒヤリングを行ったがパワハラは無かった」との一方的な断定で終わっている。しかも「パワハラではなく業務上適正な指示や指導を行っただけ」という無責任な回答で、土産物を横取りしたり、弁当を買わせたのは自分から進んで提供したので受け取っただけとの言い訳だ。

彼女が中国人だからということなのか、会社は、この深刻なイジメやパワハラをまともに受け止める姿勢は微塵も見られない対応で、戦前の日本人の醜い姿が浮き彫りとなる思いだ。

その後、会社は本人が契約更新手続きをしなかったとして、3 月 15 日を持って契約期間満了による退職として切り捨てた。

本人は休職後、健康保険組合に傷病手当の申請をして６割の賃銀保証を受け取った。一方的に退

職させられた後、労基署に労災申請の相談に行ったが傷病手当を受け取ると申請は難しいと言われた。県労局に相談したところ、８月、個別労働あっせんの申請をした。しかし、会社側が本人の要求を聞き入れず、労働局のあっせんは不調に終わり、１０月下旬に取り下げられた。

その後、１２月に入り、本人は三島ふれあいユニオンに相談に来た。ユニオンは会社から雇用関係を切られたとはいえ、未だに労働債権が残っているとして、団体交渉を求め、損害補償を要求している。

朝日新聞　2020年(令和2年)12月1日(火)　13版　第2静岡　20

■コロナと向き合う

列島をあるく 外国人家庭 収入半減で悲鳴

雇用の調整弁 帰国も困難

新型コロナウイルスは、日本に住む外国人にも影を落としている。低収入や不安定な身分など、外国人特有の問題が影響を大きくしているという指摘もある。

11月中旬、神奈川県愛川町の住宅街に車が止まった。出迎えた夫婦が、車から降りた支援者から食料品などを受け取る。コロナの影響で生活が苦しくなった外国人の支援活動だ。

夫婦は日系ペルー人。妻の玉城レヒナさん(71)はブラインドの製造工場で縫製を担ってきたが、週6日勤務が春以降は週4日になり、午後5時までだった勤務時間も午後2時までになった。家具工場に勤める夫のホルヘルイスさん(67)は影響を受けていないが、レヒナさんの収入が半減し、支援を受け始めた。

2人は沖縄から移住した両親のもとペルーで育ち、40年ほど前に来日した。息子は「日本で生まれても、このままだとずっと外国人でしかいられない」と、中学生のころに日本国籍を取得した。「生活の全てが日本。コロナで仕事が減ってもペルーに帰れるわけじゃない」とレヒナさんは言う。

支援活動は、カトリック横浜教区司祭の山口道孝神父(63)が主宰する。学校の休校が続いていた4月、日系人信徒から外国人家庭の子どもたちの食事が苦しいと聞き、米や小麦粉などを配り始めた。今は、神奈川県内の厚木市や大和市、平塚市などに住む約130世帯に物資を届ける。

訪問するうち、コロナ禍以前から抱えてきた外国人特有の問題が背景にあると感じるようになった。日本語が不自由でも働ける非正規労働が多いため、雇用の調整弁にされやすい。移住による環境の変化から夫婦のすれ違いが重なって離婚したり、低収入で栄養状態が悪いためか病気を抱えたりする人も多く、そうした家庭ほどコロナの影響を強く受けているという。

ペルー人の親子（中央）に支援物資を渡す山口神父（右）ら＝神奈川県愛川町

増える仮放免 支え合い窮地

不安定な立場に陥りやすい中、外国人たちは互いに支え合って暮らしてきた。コロナは、そんなぎりぎりのセーフティーネットも脅かしている。

「コロナが何年続くかわからない。どうやって生活する？　子どもどうする？」

群馬県に住むフィリピン人男性(40)はこう訴える。母国にいられない事情があり、1999年の来日後、難民認定を求めているが認められず、妻(41)とともに「仮放免」の状態だ。

仮放免は、不法残留などで摘発された後、一時的に収容を解かれた状態だ。在留資格はなく、就労も健康保険の加入もできない。男性は、同じフィリピン人らに食料を分けてもらって4人の子どもを育ててきたが、コロナ禍で知人たちも失職。生活が成り立たなくなった。

仮放免の人の支援を続ける群馬県のNPO法人「北関東医療相談会」には、春以降、「親族や知人が困窮し、食料を分けてもらえない」「体調を崩しても（健康保険がないので）受診できず、コロナにかかったら死ぬしかない」などの相談が相次いでいるという。

一方、収容施設での3密を避けるため、国は仮放免の人数を増やしている。4月は563人と、昨年度の月平均の3倍超になった。

同相談会は、前身の市民団体の時から20年以上、群馬県や栃木県で外国人の無料健康診断を続けるが、コロナ禍で開催を減らさざるをえなくなった。仮放免の人たちは、生活への不安から重度のうつ病を抱えるケースも見られ、健康面の支援も欠かせないという。

同相談会は今後住まいを失う人が増えるとみて、仮放免の人を受け入れるアパートを10月に用意した。長沢正隆事務局長は「国は『帰れ』というが、この状況の中、彼らの生活実態を把握する必要があるはずだ」と訴える。

（木下こゆる）

ご意見や情報をお寄せください。ファクスは03・5565・0837、メールはariku-japan@asahi.comへ。

愛川町のペルー人女性(45)も支援を受ける一人だ。来日後、日系人の男性と離婚し、小学生の双子を一人で育てる。ボルト工場での勤務日数は半減し、休校で給食がなくなって子どもの食費に貯金を切り崩した。子どもたちは日本の学校になじんでいるが、経済状況の厳しいペルーに帰国すれば子どもも働かざるをえないという。

「日系人やその家族の多くは生活基盤が日本にあり、帰国したら解決する問題ではない」と山口神父は指摘する。日系南米人の多くは、国の後押しで南米に渡った人たちの子孫で、日本の経済成長後は日本で人手不足の職業を担ってきた歴史を持つ。「コンビニの弁当詰めや食肉解体、宅配便の仕分けなど、見えにくい職場で私たちの生活を支えてきてくれた。コロナで改めて見えてきた課題の解決を、社会全体で考えていくべきだ」

北関東医療相談会が開いた無料の健康診断で検査を受ける仮放免の女性（左）＝8月、前橋市

＜編集後記＞　またまた発行が大変遅くなってしまいました。9,10,11,12月の合併号になってしまい、誠に申し訳ありません。コロナ禍の中で、てんやわんや食料支援活動に総力を上げた半年間があっという間に終わり、また年明けが目の前に迫っています。遅れている３０周年記念誌は１月中には発行の予定です。